

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

## 第1 監査の概要

### 1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 3 監査の実施日程

令和7年10月3日から令和8年3月26日まで

### 4 監査の対象

#### (1) 対象部局

南区選挙管理委員会事務局

#### (2) 対象年度

令和7年度

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

委託料の支出に関する事務

### 2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
委託料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われない	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は

	<p>スク</p> <p>(2) 支出が適正に行われないうりスク</p>	<p>确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
--	--------------------------------------	---

### 3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

#### (1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

### 4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

#### 注意事項

南区選挙管理委員会事務局の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

- (1) 第27回参議院神奈川県選出議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託その1(南区)における条件付一般競争入札に当たり、代表者印が押印されていない入札書を無効として処理していた。

契約事務における押印の取扱について(令和3年4月1日付け契約課長通知)は、入札書について、「紙入札・郵便入札問わず、法律等による押印の義

務が無いことから、押印の省略ができるもの」としている。

なお、落札者の決定には、影響がなかったことを確認した。

今後は、入札の実施に当たっては、契約規則等を確認するとともに、関係通知等に基づく正しい認識の下、適切に事務を執行されたい。

- (2) 参議院議員通常選挙物品搬送委託(南区)の指名競争入札に当たり、令和6年度の衆議院議員総選挙において同業務を受託した1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

入札・契約事務の適正執行について(令和7年3月5日付け契約課長通知)は、参考見積書をもとにして予定価格を設定する場合は、1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮した上で適正な予定価格を設定する旨を記載している。

今後は、参考見積書による予定価格の設定に当たっては、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

### 第3 行政監査(重点調査項目)

#### 1 監査の調査項目

重点調査項目として「全庁的な条件付一般競争入札の実施について」をテーマに定め、監査を行った。

#### 2 監査の目的

令和4年度から各課・機関においても本格的に実施することとした条件付一般競争入札に係る事務について、これまでの監査の結果で入札に係る公告の市掲示場への掲示をしていなかったという初歩的な事務手続での不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、条件付一般競争入札実施の手引き(業務委託契約版)等(以下「手引き等」という。)に基づき事務が執行されているかを主眼に監査することにより、各課・機関で執行する条件付一般競争入札に係る案件が競争性、公平性及び透明性のより一層の向上に寄与し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実

施した。

### 3 監査対象事務

監査対象局が執行した条件付一般競争入札に係る事務を対象とした。  
委託料の支出に関する事務

### 4 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
手引き等に基づき事務が執行されていないリスク	(1) 発注方法の選択が適切にされているか。 (2) 入札参加条件、内容が明確に示され設定できているか。 (3) 入札の諸手続等は適正、かつ公正に行われているか。

### 5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

#### (1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

### 6 監査の結果

第1及び1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。